

当別町総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 当別町総合教育会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（会議）

第2条 会議は、町長が招集する。

2 町長は、会議を招集しようとするときは、教育委員会に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。

3 会議の議長は、町長をもって充てる。

（会議の公開）

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により会議を非公開とする場合には、傍聴人及び町長が指定する者以外の者を退場させなければならない。

3 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

（議事録）

第4条 町長は、会議の終了後、速やかにその議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議事内容

（庶務）

第5条 会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。